広報 あなたとまちをつなぐ

まつしげ

2022 4
No.388
Matsushige Town Public Relations

小さな兄妹のお花見（3月17日　中喜来の桜並木）関連記事は16ページ、解説は19ページにあります

松茂町役場

松のこころ

3月1日現在の人口と世帯数（　）内の数値は前月比

人口 14,770人(−6) 男 7,350人(−7)／女 7,420人(+1)　世帯数 6,794世帯(+2)

お済みですか？
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

①非課税世帯

住民税非課税対象世帯に対して、２月初旬に、世帯主宛てに確認書を送付しています。まだ、手続きされていない方は、確認書に必要事項を記入のうえ、お早めに返送してくださいますようお願いいたします。

住民税非課税対象世帯とは、基準日（令和３年12月10日）時点で松茂町に住民登録があり、世帯全員の令和３年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。

お手続き期限
４月27日（水）当日消印有効

②家計急変世帯

左記①非課税世帯には該当せず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和３年１月～令和４年９月の間で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった世帯（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外）に該当すると思われ、申請を希望する方は、長寿社会課までご連絡ください。詳しくは、松茂町ホームページをご覧ください。

お手続き期限
９月30日（金）

［お問い合わせ］長寿社会課 TEL 699-2190

高潮ハザードマップを作成しました

徳島県での想定最大規模の高潮浸水想定区域図が公表されたことを受け、松茂町では、住民の方が円滑な避難を確保し被害の軽減を図るため、『松茂町高潮ハザードマップ』を作成しました。

本マップには、高潮浸水のおそれがある範囲や浸水の深さ、浸水の継続時間、避難場所、避難の心得などを掲載しています。

町民の皆さまには、広報まつしげ４月号と一緒にお届けします。もしもに備えて、ぜひお手元にお持ちください。松茂町ホームページにも掲載しています。

「自宅周辺の場所に詳しくなるため」「安全に避難するため」「高潮発生時における防災情報の入手や避難方法の確認」など、もしもの時に落ち着いた行動ができるように、事前準備をしっかり行いましょう。

［お問い合わせ］危機管理課 TEL 699・8725

100歳のご長寿 おめでとうございます

３月16日（水）、西原眞司さん（広島）が１００歳のお誕生日を迎えられました。当日は、吉田町長と県知事（代理）がご自宅を訪問し、内閣総理大臣、吉田町長からの祝状や祝品をお渡ししました。

西原さんにご長寿の秘訣をお聞きしたところ、「規則正しい生活を心がけていることや、２階に居室があるため、毎日の階段の上り下りが良い運動になっている。また、嫌いな食べ物もなく、家族と同じ食事をとっています」とお話しいただきました。

吉田町長から「いつまでもお元気で長生きしてください」との声かけに、「病気もしてきましたが、今は元気に１００歳を迎えることができ、家族に感謝しています」と笑顔で応えてくれました。

これからも、お元気で幸せにお過ごしください。

［お問い合わせ］長寿社会課 TEL 699・2190

新型コロナワクチン追加接種（３回目）に使用するワクチンについて

松茂町では、新型コロナウイルスワクチン３回目接種を実施しています。３月中旬時点で、高齢者約94%、一般は約47%の方が接種を終えています。（接種率は、接種券の配布をされている方が対象です）
改めて、３回目接種に使用するワクチンについて知っておきましょう。

使用するワクチン

１、２回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社またはモデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社は１、２回目の接種量と同量で、武田／モデルナ社は半量になります。

３回目の接種の安全性と効果

【安全性】ファイザー社及び武田／モデルナ社の薬事承認において、３回目の接種後７日以内の副反応は、１、２回目の接種後と比べると、どちらのワクチンも一部の症状の出現率に差があるものの、おおむね１、２回目と同様の症状が見られます。

【効　果】３回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

※接種を希望される方は、ワクチンの種類に限らず効果がありますので、お早めに接種していただくことをおすすめします。

前回と異なるワクチンを用いて３回目接種した場合の安全性と効果

【安全性】３回目接種後７日以内の副反応は、１、２回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されます。

【効　果】１、２回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が３回目でファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田／モデルナ社ワクチンを受けた場合、いずれも抗体価が十分上昇するといわれています。

ワクチンの組み合わせ	抗体価
ファイザー → ファイザー → モデルナ	抗体価は上昇
ファイザー → ファイザー → ファイザー	

お引っ越しで松茂町に転入された方・７か月以上経っても接種券が届かない方

２回目接種後に転入された方、海外で接種された方などは、接種情報がないため、接種券を発送できません。２回目接種から７か月以上経過しても接種券が届かない場合は、保健相談センターまでご連絡ください。

新型コロナウイルスワクチン小児接種（５～11歳）も実施しています

接種希望の方は徳島県が小児専用で設置しているコールセンターに予約してください。

TEL 0120-003-820（受付時間 8:30～20:00　土日祝含む）
ウェブサイト〔https://tokushima-shoni-vaccine.resv.jp/〕

［お問い合わせ］保健相談センター TEL 683-4533

子どもはぐくみ医療費助成制度の対象年齢を拡大しました

松茂町では、４月１日から、「子どもはぐくみ医療費助成制度」の対象年齢を左記の通り拡大しました。新たに対象となる方で、申請がまだお済みでない場合は、手続きをお願いします。

○３月31日まで
対象：15歳に達する年度末まで

●４月１日から
対象：18歳に達する年度末まで

今年度、17歳・18歳になる皆様、手続きはお済みですか？

今回の制度改正で新たに対象となるのは、今年度、17歳・18歳になる方（平成16年４月２日～平成18年４月１日生まれ）です。

３月に申請書をご提出いただいた場合は、「子どもはぐくみ医療費受給者証」をご自宅へお届けしています。

もし、申請書の提出がまだお済みでない場合は、早めのお手続きをお願いします。

生年月日が平成18年４月２日以降の方は、今回の制度改正に伴う手続きはありません。

［お問い合わせ］福祉課 TEL 699・8713

令和４年度 松茂町の家計簿【予算】

令和４年度一般会計の予算の総額は、64億7,200万円で、前年度当初予算と比較すると2,300万円、約0.4%の増額となります。

本年度も、「第５次松茂町総合計画」と「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」を基本指針として、「笑顔があふれる松茂町」を目指して、計画に掲げた諸施策を着実に実施、推進していきます。

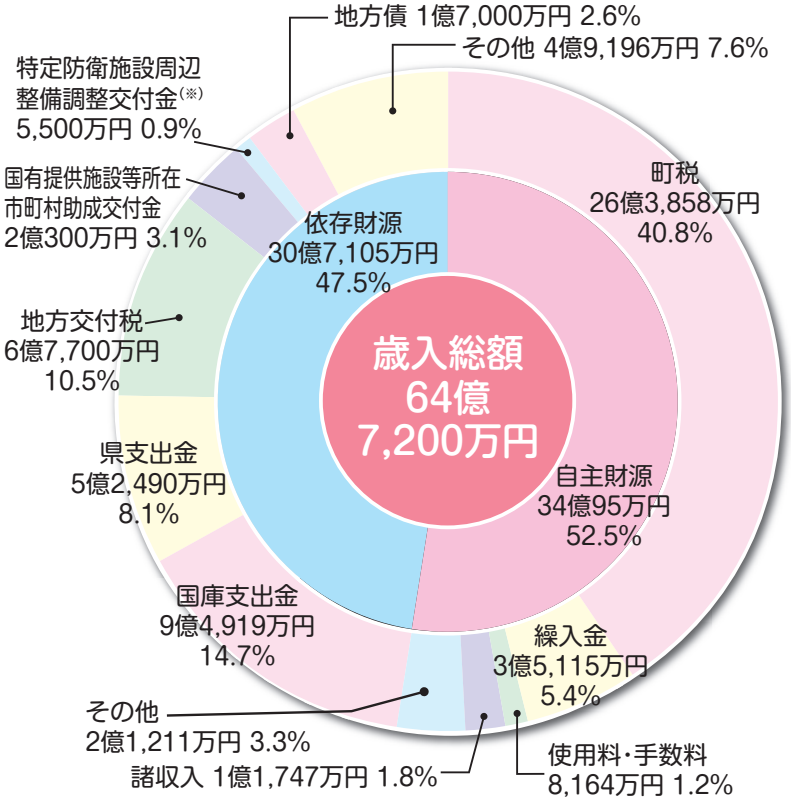

(※)**特定防衛施設周辺整備調整交付金**
防衛施設の設置市町村に対し、生活環境への影響を軽減するため、公共用施設の整備などに対し交付される交付金をいう。

町税の内訳

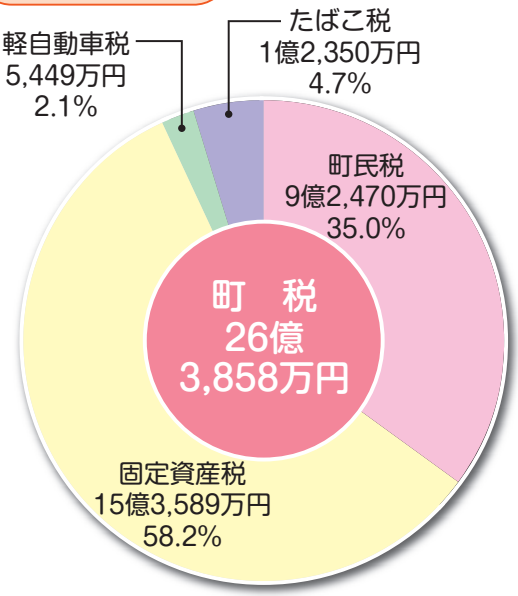

性質別歳出の内訳

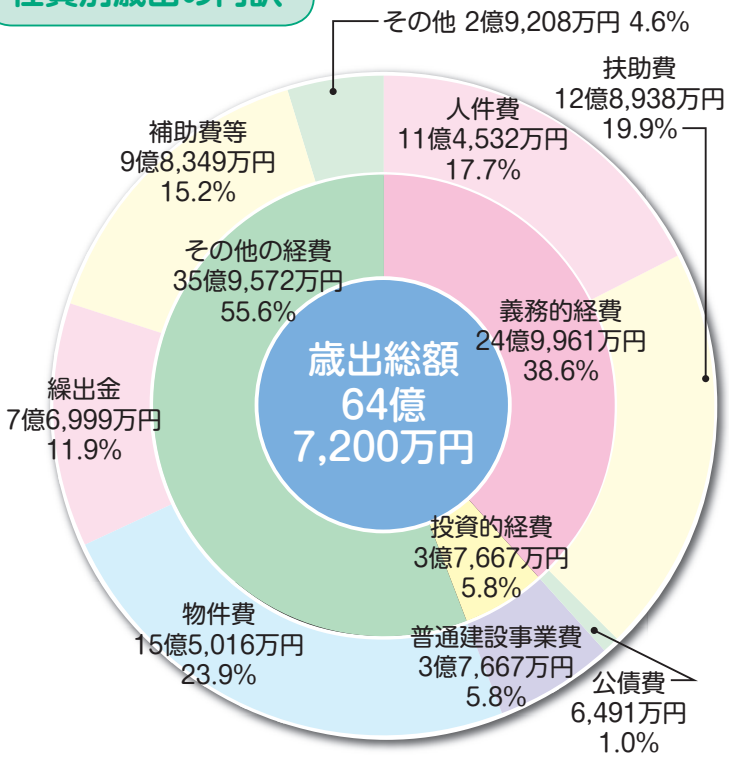

目的別歳出の内訳

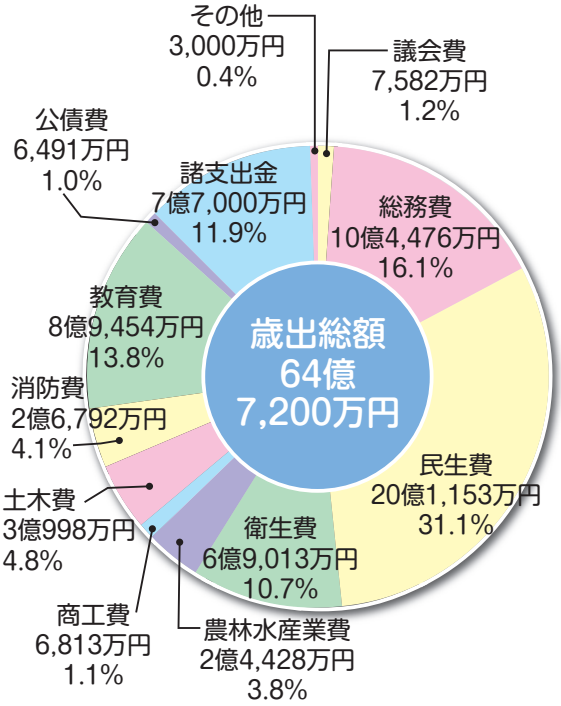

令和４年度 松茂町の主要事業

安全で生活便利なまちづくり

●木造住宅耐震改修等事業：2,985 万円

個人が実施する木造住宅の耐震化などに対して補助を行い、個人負担の軽減を図ります。

●コミュニティバス運行事業：2,600 万円

コミュニティバスを運行し、マイカーを持たない人などの移動手段を確保します。令和４年度は皆さんの意見や利用状況などを踏まえてダイヤ改正を行う予定です。

子育て応援・教育重視のまちづくり

●地域子育て支援拠点事業：2,777 万円

子育て家庭などに対して育児相談指導や子育てサークルなどの支援事業を行います。

●子どもはぐくみ医療費助成事業：7,450 万円

４月から、対象を高校修了までの子どもに拡大し、医療費の一部を助成します。

●保育所整備補助金：2 億 5,683 万円

まつしげ保育所の施設整備に対して補助を行い、子育て環境の整備を進めます。

●保育士人材確保推進事業：277 万円

町内の保育施設で働く保育士などに対し手当を支給することで、保育人材の定着を図り、保育環境を充実させます。

●STEAM（スティーム）教育事業：200 万円

教科横断的な教育実践により、子どもたちの実社会での課題解決能力と多様化する現代を生き抜くための力を育成するため、「STEAM 教育」を行います。

生涯安心 健康福祉のまちづくり

●火葬場使用料助成事業：540 万円

近隣市町の火葬場を利用した場合に、利用料の一部を助成します。

●敬老福祉手当：1,444 万円

高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すため手当を支給します。

●成年後見制度利用促進体制整備推進事業：142 万円

成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護支援体制の整備を進めます。

多様な産業・元気な産業のまちづくり

●地域経済力推進事業：2,000 万円

町産農作物の東京での販売や、特産品を用いた新しいレシピの開発などを行い、地方創生を推進します。

みんなで進める自主・協働のまちづくり

●地域コミュニティ活動補助事業：160 万円

住民が連携意識を持ち、さまざまな地域活動が行えるように、自治会が実施するコミュニティ活動を支援します。

●自治センター補修事業：600 万円

地域住民の交流拠点となる自治センターの補修を進め、地域自治の振興を促進します。

●松茂まちづくり推進機構補助金：3,000 万円

交流拠点施設「Matsushigate（マツシゲート）」でまちづくり事業の担い手となる一般社団法人松茂まちづくり推進機構に対して補助を行い、町内外の人々の交流とにぎわいを創出します。

その他

●公金収納多様化事業：1,150 万円

４月から、町税や保険料などをコンビニやスマートフォン、クレジットカードを利用して支払いができるようになります。

詳しい内容については、本誌に同封しているパンフレットをご覧ください。

後期高齢者医療制度
ご加入のみなさんにお知らせします！

保険料率を改定しました

保険料率は２年ごとに見直すことになっており、令和４・５年度は下記のとおりです。
なお、制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額についても見直しが行われています。

保険料の計算方法

保険料＝均等割額＋所得割額 ※100円未満切り捨て、上限額66万円（令和３年度：64万円）
均等割額 56,044 円（被保険者が等しく負担）
所得割額 基礎控除（43万円）後の総所得金額等 × 所得割率 10.47%（被保険者の所得に応じて負担）

保険料の軽減（令和４年度）

均等割額の軽減　世帯主と被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円＋「10万円×（年金･給与所得者の数－1）」以下	７割
43万円＋「28万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数－ 1）」以下	５割
43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数－ 1）」以下	２割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、**資格を取得してから２年を経過する月まで**は、均等割額が５割軽減されます。

ただし、左記の７割軽減に該当する方は、該当する軽減割合が適用されます。

令和４年度の保険料仮徴収額決定通知書をお送りします

本年４月以降の年金から保険料を天引きさせていただく方へ、「令和４年度後期高齢者医療保険料　仮徴収額決定通知書」を送付いたします。

対象となる方は、原則、本年２月の年金から後期高齢者医療保険料が天引きされた方です。
（昨年10月１日以前の加入者で、本年４月以降の年金から保険料天引きの条件が整った一部の方を含みます）

［お問い合わせ］住民課 TEL 699-8712

社会福祉協議会よりお知らせ

体操教室参加者募集

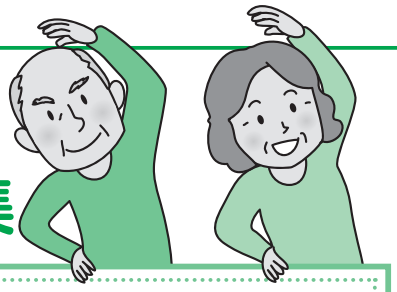

よう来たなの日【前期】

町内在住75歳以上のお一人暮らしの方を対象にした体操教室です。コロナ禍で家に引きこもりがちになっていませんか？筋力低下予防に楽しみながら無理なくできる体操です。フレイル予防の栄養指導もあります。

対　象✿75歳以上で一人暮らしの町民の方
（４月～９月まで参加できる方）
日　程✿毎月第３木曜日　10：00～11：00
初回は４月21日(木)
場　所✿老人福祉センター松鶴苑 ２階
講　師✿ボディークリエーター　黒川由紀先生 など
参加費✿200円／回
申　込✿４月７日(木) ～先着順
持参物✿タオル、飲み物、参加費(200円)

定員25名

ますます元気講座

町内在住60歳以上の方を対象に、筋力の低下と転倒防止のために、楽しみながら無理なく身体を鍛えられる体操教室です。健康に関するお話しもあります。

対　象✿60歳以上の町民の方
（一年通して参加できる方）
日　程✿毎月第２火曜日　13：30～15：00
初回は４月12日(火)
場　所✿老人福祉センター松鶴苑 ２階
講　師✿健康運動指導士　川島歩先生 など
参加費✿無料
申　込✿４月７日(木) ～先着順
持参物✿タオル、ヨガマット(バスタオル可)、飲み物

定員25名

※両講座ともマスク着用でご参加ください。

［お申し込み・お問い合わせ］松茂町社会福祉協議会 ℡ 699-5352(８:30～17:00)

ごみステーションをキレイに保ちましょう！

ごみステーションは、お住まいの地域の方々または団体で管理してください。

分別されていないごみや収集日を間違って出されたごみは、収集できません。ごみステーションに残されたごみは、出した本人が責任を持って回収しましょう。

キレイで住みやすい町を保つために、地域で環境とマナーを守りましょう！

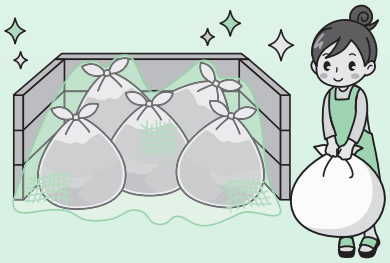

ゴールデンウィーク期間ごみの収集・持込

ゴールデンウィーク期間の松茂町でのごみの収集・持込は右記のとおりです。

引越しの荷物など大量に持ち込む場合は、事前にご連絡ください。

決められた収集日・収集場所などルールを守って、正しい分別を行いましょう！

	収集	持込
４月29日(金)　昭和の日	×	×
４月30日(土)	○	×
５月１日(日)	×	×
５月２日(月)	○	○
５月３日(火)　憲法記念日	×	×
５月４日(水)　みどりの日	×	×
５月５日(木)　こどもの日	×	×

［お問い合わせ］環境センター ℡ 699-5934

春です！新しいこと、はじめてみませんか

生涯学習講座の受講生を募集します

ゆっくりピラティス＆ヨガ教室

日　時●第１・第３木曜日　19:00～20:30
場　所●松茂町総合会館 和室１
講　師●健康運動実践指導者　小橋　美香
　　TFL インストラクター　勝占　公美子
受講料●教材費 ほか　定　員● 25 名

身体を美しく健康的に整えられるピラティスと、心も体も整えられるヨガの両方を体験できます。週ごとに、交代で２つの講座を行うので飽きずに続けられます！

英会話初級教室

日　時●毎週木曜日　19:00～20:00
場　所●松茂町総合会館 娯楽室
講　師●外国人講師　ポール・ロバーツ
受講料●教材費(3,500円)
定　員● 20 名

基礎から楽しくしっかりと学べる講座です。初心者大歓迎！興味のある方はぜひご参加ください！

新 太極拳教室

日　時●第１・第３水曜日　19:00～20:30
場　所●松茂町総合会館　多目的ホール
講　師●徳島県太極拳協会指導員　吉永　八重子
受講料●教材費 ほか
定　員● 25 名

やればやるほど快適になる奥深さと魅力があります。太極拳の爽快感をぜひ体験してみてください！

英会話中級教室

日　時●毎週火曜日　19:00～20:00
場　所●松茂町総合会館　娯楽室
講　師●外国人講師　リトル・クレッグ
受講料●教材費(3,500円)
定　員● 20 名

初級受講経験がある方や英語に自信を付けたい方におすすめです。英会話力の更なる向上にチャレンジ！

注意事項

- 一年間継続して受講してください。
- 各講座とも、定員になり次第、締め切ります。
- 受講生が定員の半数に満たない講座は中止することがあります。
- 感染症拡大防止のため、定員や会場、日時などを変更する場合があります。

やすらぎの愛唱歌教室

日　時●第２・第４木曜日　10:30～12:00
場　所●松茂町総合会館　多目的ホール
講　師●声楽家　園元 千鶴
受講料●教材費(3,740円)　定　員● 30 名

懐かしの名曲・童謡を中心に歌います。曲にまつわるお話なども交えながら楽しく学べます♪

申　込

対　　象　松茂町在住または在勤で、一年間継続して受講できる方(学生不可)
申込日時　４月15日(金)まで　８:30～17:15　※土日除く
申込場所　教育委員会　社会教育課
申込方法　社会教育課窓口にある申込用紙に必要事項を記入し、お申し込みください。
　　※代理の方からの申込も可能です。　※電話での申込は受付できません。

［お問い合わせ］社会教育課 TEL 699-8719

カラダを動かして健康な毎日を！

松茂スポーツクラブの会員を募集します

健康体操教室・ソフトバレーボールクラブ

日　時●毎週水曜日・金曜日　9:30～11:30
場　所●松茂町総合体育館

親子体操教室

講師：ＯＫスポーツクラブスタッフ

日　時●第２・第４木曜日　10:00～10:45
場　所●松茂町総合体育館
対　象●町内の２歳～就園前の幼児と保護者

テニスクラブ

日　時●毎週水曜日・木曜日　9:30～11:30
場　所●中央公園テニス場

バドミントンクラブ

日　時●毎週火曜日・金曜日　14:00～16:00
場　所●松茂町総合体育館

ラージボール卓球クラブ

日　時●毎週水曜日・木曜日　14:00～16:00
場　所●松茂町総合体育館

対　　象　原則として松茂町在住または在勤の方
受　　付　松茂町総合体育館にて随時受付。申し込みの期限はありません。
●印鑑を持参してください。　●電話での申込は受付できません。
年 会 費　2,300円～6,350円（該当年齢によりスポーツ安全保険などの掛金が異なります）

［お問い合わせ］松茂スポーツクラブ（松茂町総合体育館内）TEL 699-5744

町民農園の利用者を募集します!!

町民農園に空き区画ができましたので利用者を募集します。
郊外の空気と土に触れながら、野菜の栽培を楽しんでみませんか。

●対象
農家以外の町内にお住まいの方
団体・法人においては町内に事業所または工場がある方

●区画数及び使用料
豊岡空港農園　1区画24㎡／3区画3,600円（年額）
広島農園　1区画40㎡／4区画10,800円（年額）

●受付期限
4月11日（月）まで（土・日を除く）

●抽選日
使用区画を決める抽選会を4月18日（月）に予定しています。

●申込方法
産業環境課窓口の申請書に必要事項を記入し、持参または郵送でお申し込みください。
〒771-0295
松茂町広島字東裏30番地
松茂町役場　産業環境課行

［お問い合わせ］
産業環境課 TEL 699-8714

地域子育て支援センターで子育てを一緒に楽しみましょう!!

親子で遊ぶ交流の場　子育て家庭の情報交換の場　安心して子育てできる地域づくりの場　育児について気軽に相談できる場

利用条件

①町内に住所を有する就学前の乳幼児及びその保護者
②町内に住所を有する妊婦
③里帰り出産により町内に居所がある就学前の乳幼児及びその保護者
④町内に住所を有するファミリーサポートセンター提供会員と就学前の依頼乳幼児

※４月１日(金)から登録できます。
昨年登録した方も再登録が必要です。

開館日・開館時間

月曜日～金曜日
●園庭開放／ 8:30～17:00　●館内開放／ 9:30～16:00

子育て支援センターとは

子育て支援センターは、お子様と保護者が一緒に遊べる施設です。保護者に見守られながら、同年齢や年上・年下の友達と遊んだり、保護者間の交流の場になったりしています。ぜひ遊びに来てください。

●**室内では**…お絵かき、ままごと、室内滑り台やブリオ(車、汽車)などで遊びます♪

●**園庭では**…アンパンマン号・パトカー(総合遊具)や砂遊び、三輪車、ボール、滑り台で遊ぶのも楽しいね。

かいじゅうさんもおともだち★

いろいろな遊びができるよ

●誕生会、製作遊び、年齢別活動の日は毎月行います。身体測定は、いつでも計ることができます。

季節の活動やさまざまな行事

いもほり　夏のあそび　クリスマス会

よいしょ!　よいしょ!

松茂町子育て支援センターでは、いろいろな野菜や花の種まき・苗植えをし、生長の過程を観察して、収穫を一緒に行っています。

大きくなってね!!

ほかにも、運動遊び会・たなばた・夏まつり・育児講演会・節分のつどい・お楽しみ会・避難訓練（消防自動車見学）など、たくさんのイベントがあります。★とくしま在宅育児応援クーポンが利用できる行事があります。

季節の行事や人気のイベントがいっぱい！

★保護者サークル“あおむしくらぶ”の活動

交通機動隊見学・Ｒｅユース(子どもの衣服や玩具、ベビーベッドなど)・藍染め・ハロウィンなど、子どもたちが楽しいこと、保護者が嬉しいことがたくさんあります！ぜひ一緒に活動しましょう!!

４月の行事予定

8日(金)	０歳児Day(R3.4～R4.3)	10時30分～
15日(金)	１歳児Day(R2.4～R3.3生まれ)	10時30分～
22日(金)	2・3・4・5歳児Day(H28.4～R2.3生まれ)	10時30分～
27日(水)	４月生まれの誕生会 （４月生まれでないお友達も参加できます）	10時30分～

年齢別活動の日

職員による育児相談は毎日受け付けています。ちょっとしたことでも、お気軽にご相談くださいね。

松茂町地域子育て支援センター(松茂町広島字三番越2-4) TEL 699-3116

●子育て支援センターは保健相談センターの隣です。
●駐車場は、保健相談センター及び資料館北側をご利用ください。

公共下水道供用開始区域が拡大しました！

松茂町では平成21年度から公共下水道の供用が開始されています。

令和４年４月１日からは、〔下図〕赤色の区域でも公共下水道をご利用いただくことができるようになりました。各種助成金制度をご活用いただき、早期の公共下水道への接続をお願いします。

供用開始から３年以内の区域では、排水設備工事を指定工事店に直接お申し込みいただき、町が行う工事完了検査に合格した際には、**各種助成金制度などを利用することができます。**

※町税などの滞納がないことなど、助成金の交付には条件があります。

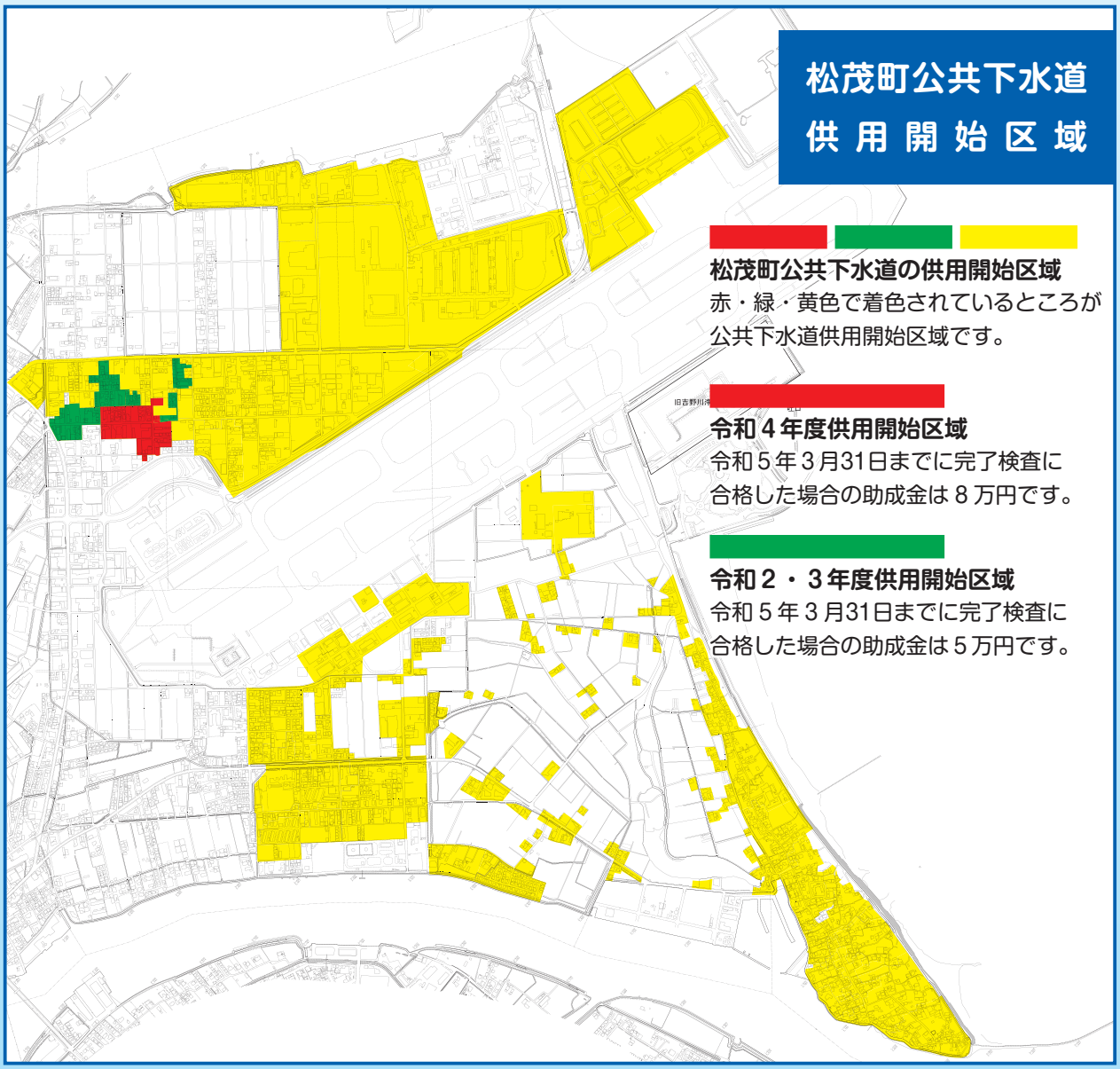

［お問い合わせ］上下水道課 TEL 699-8717

新生活がはじまるみなさんへ　～住所異動に関する届出～

住民票の住所異動届出は、行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。進学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動される方は、忘れずに届出をしてください。

◎他の市区町村に引っ越すとき

異動前の市区町村

［転出前に］
転出の届出をして、
転出証明書を受け取る

→

異動先の市区町村

［異動した日から14日以内に］
転出証明書を添えて、
転入の届出をする

◎町内で引っ越すとき

お住まいの市区町村　［異動した日から14日以内に］転居の届出をする

【届出ができる人】
本人、世帯主、同一世帯員　　※左記以外の方が手続きをする場合は、本人からの委任状が必要です。

【必要なもの】
・窓口に来る人の本人確認書類（官公署発行の顔写真付きのもの）※運転免許証、パスポート、在留カードなど
・マイナンバーカード（個人番号カード）または、住民基本台帳カード
・転出証明書（転入届のとき）、委任状（代理手続きのとき）
※国民年金、国民健康保険などについても忘れずに手続きをしましょう。

［お問い合わせ］住民課 TEL 699-8712

＼マイナンバーカードをお持ちの方へ！／

便利なコンビニ交付サービスをご存じですか？

全国のコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）で、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して**【住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本および戸籍の附票の写し】**の交付が受けられます。

●対応するコンビニエンスストア●

セブン - イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

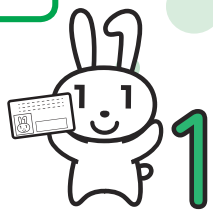

☆毎日６:30～23:00までご利用いただけます。
（12月29日～翌１月３日およびメンテナンス時を除く）
☆手数料は役場窓口で取得するより、１通 50円お得です！
※個人番号や住民票コードの記載された住民票はコンビニでは発行できません。
☆コンビニ交付サービスをご利用いただくには「利用者証明用電子証明書」の機能がついた**「マイナンバーカード（個人番号カード）」が必要です。**
マイナンバーカードは申請してから取得するまでには日数がかかります。
カード申請方法など詳しくは、https://www.kojinbango-card.go.jp/ をご覧ください。
スマホやパソコン、証明写真機、郵送などでも申請が可能です！

［お問い合わせ］マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178（通話無料）
個人番号カードコールセンター TEL 0570-783-578（通話有料）

小中学校の就学援助制度 申請を受け付けます

就学援助制度とは？

経済的な理由によって、就学困難な児童生徒に学用品費などの援助を行い、小中学校における義務教育の円滑な実施を図る制度です。**※学校で必要な費用の一部を援助するものであり、保護者が負担すべき費用が全額免除になるものではありません。**

受　給　資　格

原則として松茂町に住所を有している児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方です。

申請方法と提出先

松茂町立の小中学校に在学する全児童生徒に、学校を通じて４月に申請書を配布します。申請書を記入の上、必要書類を添えて、４月28日(木)までに松茂町教育委員会・学校教育課へご提出ください。なお、就学援助は前年度に認定を受けていても、毎年度申請が必要ですので、ご注意ください。

支　給　費　目（支給額は年度により変更される場合があります）

（参考額：令和３年度）

支給費目	小学校支給額	中学校支給額
学用品費	年額　11,630 円	年額　22,730 円
通学用品費（１年生は除く）	年額　2,270 円	年額　2,270 円
新入学児童生徒学用品費（１年生のみ）	年額　51,060 円	年額　60,000 円
卒業アルバム代など（小学校６年生・中学校３年生のみ）	年額　11,000 円	年額　8,800 円
校外活動費、修学旅行費	実　費	実　費
給食費	現物支給	現物支給
医療費（学校病のみ医療券交付）	自己負担分	自己負担分

［お問い合わせ］学校教育課 TEL 699-8719

20歳以上の学生の皆さん

国民年金保険料の納付が猶予される

「学生納付特例制度」

をご存じですか？

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。学生の方で保険料を納められないときは、未納のまま放置せずに学生納付特例を申請しましょう。

○対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※1に在籍する学生などで、ご本人の前年所得が一定額※2以下の方。

※１ 学校教育法で規定されている修業年限が１年以上の課程のある学校　※２ 前年所得のめやす：128万円＋扶養親族等の数×38万円

○申請手続き

住民票のある市町村役場の国民年金窓口で手続きしてください。必要書類は以下のとおりです。
年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証の写しまたは在学証明書
申請・承認期間は４月から翌年３月までの１年間となります。毎年手続きが必要です。

○学生納付特例制度のメリット

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。（ただし年金額には反映されません）病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

○保険料の追納制度

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。この場合、納付の時期によっては経過期間に応じた加算額が生じます。

［お問い合わせ］住民課 TEL 699-8712

明るく住みよい社会をめざして No.154

子どもの人権について

子どもの健やかな成長は、社会全体の願いです。しかし、近年、子ども同士によるいじめや大人による体罰、虐待など、子どもが被害者になる事件が大きな社会問題となっています。

そこで今回は、「子どもの人権」について考えていきたいと思います。

◇「子どもの権利条約」について

18歳未満を「子ども」と定義し、子ども一人ひとりが幸せに生きることができるよう、基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約が、全54条からなる「子どもの権利条約」です。1989年に国連総会で採択、1990年に国際条約として発効、日本は1994年に批准しています。

この条約の大きな特徴は、子どもを人権の主人公として尊重しているところです。つまり、子どもを「まだ子どもだから」と大人から管理される対象としてではなく、権利の主体であるととらえ、子どもの人権を保障しているところにあります。

また、子どもは大人へと成長する途中にあり、発達する存在として、さまざまな面で親や大人に保護されるとともに、支援、援助されなければなりません。

子どもの権利条約 ～4つの原則～

①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの人権 ～4つの権利～

①生きる権利

防げる病気などで命を失わないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることなど、子どもが元気に生きて、健やかに育つことができる権利です。

②育つ権利

教育を受け、ゆっくり休んだり遊んだりし、考えることや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができる権利です。

③守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られ、障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは、特に守られることができる権利です。

④参加する権利

自由に自分の意見を表明したり、集まってグループをつくったり、自由に活動することができる権利です。

いじめ・体罰・虐待のない社会を

いじめや体罰、虐待は、子どもの人権（4つの権利）を侵害する行為にあたります。人権の侵害は、子どもの心に深刻なダメージを与え、健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えることにつながります。場合によっては、生命または身体に重大な危険を及ぼしかねません。

いじめ、体罰、虐待をしない、させないことはもちろんですが、地域や社会が一つとなって子どもを見守り、未然防止、早期発見に努め、子どもたちの明るい未来を保障していきましょう。

【参考】日本ユニセフ協会ホームページ

【お問い合わせ】
社会教育課 TEL699・8719

図書館だより

ホームページをみてね！

TEL 699-8722

今月の閉館日	4日(月)　11日(月)　18日(月) 25日(月)　30日(土)

図書館利用のご案内

●閉 館 日
毎週月曜日(祝日の場合は次の日)
毎月最終日(月曜と重なる場合は前日)
年末年始

●開館時間
午前10時から
午後６時まで

※閉館中でも、図書・雑誌はブックポストに返却できます。
(ＣＤ、ＤＶＤは破損するので入れないでください)

●貸出点数・期間(図書・ＣＤなどを含め合計10点まで)
＊図書・雑誌・紙芝居(最新号の雑誌は除きます)
10冊まで　2週間(一部例外があります)
＊ＣＤ・ＤＶＤ　２点まで　１週間

４月のおはなし会

☆申込が必要です。カウンターへ！
定員10名程度です。

おはなしおばさん

９日(土)14:00～　おはなしのへや

日本昔話や世界昔話をテーマに、一緒に楽しめるふれあい遊びなど、楽しい！が盛りだくさんのおはなし会です。

あかちゃんといっしょ！まつぴよ♪おはなし会

13日(水)10:30～　おはなしのへや

絵本を介した親子のふれあいと、赤ちゃん絵本の紹介や読み聞かせをしています。

マッピーとほんわかおはなし会

23日(土)14:00～　おはなしのへや

４月のテーマは「こどもの読書週間」の標語「ひとみキラキラ　本にどきどき」にちなんで、「どきどき」のおはなしだよ♪

毎月のテーマにそった絵本の読み聞かせや、手遊びなど、とてもほんわかとした時間が過ごせます。

☆「マッピーとほんわかおはなし会」終了後に
かわいい動物の“しおり”づくりをします！
ぜひ、あそびにきてね♪

４月23日は「子ども読書の日」

読書は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力(創造力)を豊かなものにします。地域で、家庭で、こどもたちと共に読書を習慣にしませんか？

図書館では レファレンスサービスを行っています

レファレンスサービスとは、図書館の利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めたときに、図書館員が必要な情報や資料を検索・提供・回答するお助け業務です。

本を探しているとき、調べたいことがあるときは、お気軽に図書館員までお尋ねくださいね！

今月のクローズアップ本コーナー

【読んでみよう！原作本 2022】

『ドクター・ホワイト』
樹林伸／著
KADOKAWA

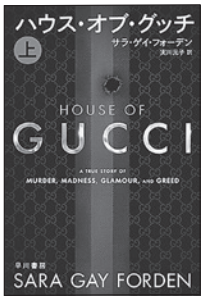

『ハウス・オブ・グッチ 上』
サラ・ゲイ・フォーデン／著
実川元子／訳
早川書房

【お金と経済】

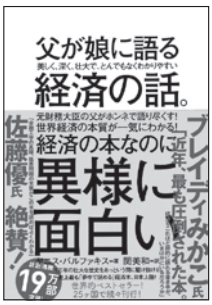

『父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。』
ヤニス・バルファキス／著
関美和／訳
ダイヤモンド社

『10代からのマネー図鑑』
マーカス・ウィークス／著
デレク・ブラッドン／監修
加藤洋子／訳
ISBN:9784478105511　三省堂

第160回 路傍の歴史を訪ねて 資料館だより

世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし

日本で春の訪れを告げる花といえば、桜。桜の開花予想が取り上げられると、そわそわと心が踊りだし、花見に出かけたくなる方もいるのではないでしょうか。今月号では、桜と花見の歴史について探訪していきます。

吉野の桜（筆者撮影2018年）

◇むかしの花見といえば〝梅〟

花見は古くから日本人が親しんできた文化のひとつで、奈良時代の貴族が始めたものだと言われています（諸説あり）。当時、季節を代表する花は「花」見の対象であったようですが、なかでも唐（中国）から伝来した梅は、一番人気があったようです。『万葉集』には、梅を詠んだ歌が約120首（桜は約40首）あることからも、人気がうかがえます。

◇花といえば〝桜〟の時代

時は変わって、平安時代になると、遣唐使の廃止などにより、日本独自の文化が発展していきました。この時から、花といえば「梅」ではなく「桜」を指すようになっていきます。『古今和歌集』には、桜を詠んだ歌が約70首、梅が約20首と人気が逆転していることから、「春を象徴する花」として定着するとともに、〝花＝桜〟の儚さを移ろいゆく人生・恋愛・世情などにたとえて詠まれています。

◇日本一の花見!?

鎌倉時代以降になると、武士にも花見の習慣が広まっていきます。なかでも有名なのが、豊臣秀吉が催したふたつの花見です。

文禄3（1594）年に奈良・吉野山での「吉野の花見」は、徳川家康や伊達政宗など錚々たる武将や茶人など5,000人程が招かれ、5日間も続いた宴であったといわれています。

秀吉最晩年の慶長3（1598）年には、京都・醍醐寺で「醍醐の花見」を催しました。秀吉は、この日のために各地から集めた700本もの桜を植樹し、建物や庭園を造り、息子・秀頼や正室・北政所のほか、大名の妻など1,300人程の女性のみが招かれた盛大な宴であったといいます。醍醐寺では、現在もこの故事にならって「豊太閤花見行列」という行事が開催されています。

◇庶民にも広がる花見

農民の間では、古くから桜は農作物の神様が宿るものとして信仰されていたため、豊作祈願や農耕儀礼の対象でありました。

現在のような花見の風習が庶民にまで広がったのは、江戸時代のことです。8代将軍徳川吉宗は、享保の改革を進める一方で、御殿山（現：東京都品川区）、隅田川堤、飛鳥山（現：東京都北区飛鳥山公園）など花見の名所を整備し、庶民の娯楽として奨励しました。質素倹約を強いられた庶民のうっぷんを、花見で発散させるために整備したとかしないとか…。

◇江戸時代は品種改良の時代

桜の図鑑ともいえる『怡顔斎桜品』（宝暦8・1758年刊）には、69品種の見頃などが解説され、江戸時代には多種多様な桜が咲き誇っていたことがわかります。江戸時代末期には250～300種にもなっていたようで、誰もが知る「ソメイヨシノ（染井吉野）」もこの時に誕生したと考えられています。

◇徳島と桜

徳島の桜と言えば蜂須賀桜があります。原木は、江戸時代末期まで徳島城御殿にあり、「お留め桜」や「乙女桜」の名で呼ばれていたとか。廃藩置県後に、元徳島藩主・蜂須賀茂韶が家臣であった原田一平に、桜を移植して守り抜くよう託したといわれています。原木は、徳島大空襲でも焼失することなく、現在も原田家住宅（国登録有形文化財）で大切に育てられ、一般公開もされています。

わが町松茂では、中喜来の小路などで蜂須賀桜が美しく咲き誇り、行き交う人々の心を桜色に染めあげています。

人形浄瑠璃芝居 定期公演

日時：4月16日（土）14時～
場所：歴史民俗資料館
出演：ふれあい座
演目：傾城阿波の鳴門
※感染状況などにより中止の場合有

［お問い合わせ］
歴史民俗資料館 TEL 699・5995

保健相談センターだより

保健相談センター
TEL 683-4533

※新型コロナウイルス感染症などにより、変更する場合がありますので、ご了承ください。

4・5月の主な行事

内　容	日　程	対　象	備　考
股関節脱臼検診	4月27日(水)	令和3年12月～令和4年2月生	対象者に個別通知(受付時間などは通知に明記)あり ＊要予約
乳児健診	5月18日(水)	令和3年9月～10月生	
フッ素塗布推進事業	5月25日(水)	令和2年1月～3月生	
3歳児健診	4月20日(水)	平成30年10月～12月生	
育児相談	4月18日(月) 9:30～11:00	小学校就学前のお子さまとそのご家族	実施日の1か月前から予約可 ＊要予約
助産師さんの育児相談	4月19日(火) 5月10日(火) 13:15～16:45	松茂町民で妊娠を希望する方・妊娠中や子育て中のお母さんとそのお子さま	

個別健康相談

来所の際は電話でご連絡のうえ、保健相談センターにお越しください。電話相談も実施しています。

- **保健師による健康相談**　血圧測定・尿検査・相談
- **管理栄養士による個別栄養相談**　離乳食・糖尿病・高血圧などの食生活について
- 特定健康診査の結果の見方や生活習慣の見直しなど

子育て応援情報

すくすく

松茂町子育て世代包括支援センター
TEL 683-4535

NO.4「おうちでの事故防止」

子どもの事故の半数以上は家庭内で起こっています。おうちで過ごす時間が増えている今、あらためて事故防止のポイントを確認してみましょう。

赤ちゃんの周りのものを確認しよう！

直径39mmの中を通るものは、赤ちゃんの口に入ります。トイレットペーパーの芯が、目安です。

リビング

1歳前後の子どもは手に触れたものを何でも口に入れます。子どもの口の大きさは3歳児で直径約4㎝。これより小さいもの(トイレットペーパーの芯を通るもの)は子どもの口にすっぽり入り、窒息の原因になる危険があります。タバコやコインのほか、ピーナッツやあめ玉なども誤飲の主な原因です。
また、コーヒーやお茶、味噌汁、カップ麺などでのやけどにも注意が必要です。高さ1メートル以下のところには物を置かないようにしましょう。

浴室

子どもは10㎝ほどの水位でも溺れることがあります。お子さんが一人で浴室に入れないように鍵をかけておきましょう。また、入浴後は浴槽のお湯は抜いておき、浴槽の蓋は入浴する直前に外しましょう。お子さんと一緒にお風呂に入るときには少しの間でも目を離さないようにしましょう。

寝室

敷き布団が柔らかすぎると赤ちゃんの顔が埋まってしまい、鼻や口が塞がれてしまいます。また、枕元にぬいぐるみやタオルなどが置いてあると、寝返りした時に口や鼻を覆うことがあります。敷き布団は硬めのもの、掛け布団は払いのけられる軽い物を使用し、顔の近くには物を置かないようにしましょう。

事前に事故防止の気配りをすることで「危ないから触らないで」「そこは危ないから行っちゃだめ」という言葉を減らし、のびのびと子育てすることにもつながります。

お知らせ

「第11回特別弔慰金」の支給について

戦没者などのご遺族に対する特別弔慰金の受付を令和2年4月から実施しています。

請求に必要な書類などは、状況により異なりますので、弔慰金の支給対象者に該当すると思われ、まだ請求手続きをされていない方は、長寿社会課までご相談ください。

●支給内容

額面25万円の5年償還の記名国債により支給されます。

●支給対象者

戦没者死亡当時のご遺族で、戦没者のお子さんや兄弟・姉妹など、三親等内親族のご遺族お一人です。

●請求期限

令和5年3月31日まで

▼請求窓口・問合せ

長寿社会課

TEL 699・2190

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

国民健康保険・後期高齢者医療制度における傷病手当金支給に対する適用期間が延長されました。

●適用期間

令和2年1月1日から令和4年6月30日までの間に感染した新型コロナウイルス感染症（同感染が疑われる発熱などの症状を含む）の療養のため労務に服することができない期間。

※傷病手当金を受けるには、申請が必要です。申請には要件がありますので、申請前に必ず電話で住民課へご連絡ください。

▼問合せ 住民課

TEL 699・8712

交通事故被害者援護制度をご存じですか？

独立行政法人自動車事故対策機構では自動車事故に遭われた方に支援を行っています。

●介護料の支給

自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に、介護料を支給します。

◇支給月額

3万6500円～21万1530円

●無利子の生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭のお子さま（中学校卒業まで）を対象に、生活資金の無利子貸し付けを行っています。

◇貸付金額（無利子）

一時金　15万5千円

毎月　1万円または2万円

入学支度金　4万4千円

●交通事故被害者ホットライン

TEL 0570・000738

▼問合せ

独立行政法人　自動車事故対策機構　徳島支所

TEL 631・7799

令和4年度前期技能検定

●実施要領

6月から9月に実技試験と学科試験が県内各会場で実施されます。

●職種

1・2級：26職種

単一等級：1職種

3級：12職種

●申込

4月4日（月）～15日（金）

▼問合せ

徳島県職業能力開発協会

TEL 663・2316

夜間・休日在宅当番医表

令和4年4月分

日	曜日	医療機関名	電話番号	所在地
1	金	こやま小児科内科クリニック	637-3211	藍住町
2	土	川原眼科	694-8388	上板町
3	日	芳川病院	699-5355	松茂町
4	月	大久保内科	692-1220	藍住町
5	火	杉みね整形クリニック	693-1021	藍住町
6	水	増田クリニック	693-3020	藍住町
7	木	小松泌尿器科	692-1277	藍住町
8	金	藍住川島クリニック	692-0110	藍住町
9	土	浦田病院	699-2921	松茂町
10	日	新野医院	672-0571	板野町
11	月	こうのINRクリニック	693-1103	藍住町
12	火	安芸内科	692-6111	藍住町
13	水	藍住たまき青空クリニック	678-7727	藍住町
14	木	三愛内科	672-0176	板野町
15	金	福島内科	672-4970	板野町
16	土	芳川病院	699-5355	松茂町
17	日	上板整形外科クリニック	637-6600	上板町
18	月	新野医院	672-0571	板野町
19	火	近藤内科医院	672-5630	板野町
20	水	ファミリークリニック しんの	672-5148	板野町
21	木	みやざき内科診療所	672-6618	板野町
22	金	井内内科	694-5353	上板町
23	土	井上医院	699-8070	松茂町
24	日	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787	松茂町
25	月	川原眼科	694-8388	上板町
26	火	友成医院	694-5515	上板町
27	水	井関クリニック	637-6066	上板町
28	木	春藤内科胃腸科	699-3777	松茂町
29	金	かまだ眼科	678-8585	松茂町
30	土	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787	松茂町

担当時間　平日　午後6時から午後10時まで
　　休日　午前9時から午後10時まで

当番医は都合により変更する場合があります。また、診療科目によっては、対応できない場合がありますので、必ず先に電話でご確認の上、受診してください。

※上記以外の在宅当番医の情報は板野東部消防組合「救急病院問い合わせ電話」TEL 698-9119へお問い合わせください。

※その他、徳島救急医療電話相談、救急医療情報などについては、県のホームページ「医療とくしま」をご利用ください。

［お問い合わせ］保健相談センター TEL 683-4533

● 紙の日 ●

4月2日(土)・9日(土)
5月7日(土)・14日(土)

★地域ごとに指定日がありますのでご注意ください。
★当日の午前8時までに、正しい持ち寄り場所へ出してください。
☆古着回収は雨天の場合中止しますので、出さないようにお願いします。
紙類は小雨でも回収します。
☆布団やぬいぐるみ、じゅうたんは「紙の日」には回収できません。粗大ごみの収集日に出してください。　［お問い合わせ］環境センター TEL699-5934

今月の相談

※相談は無料です。詳細は担当課へ

相談名	相談日	時間	場所	内容	問合せ
行政相談委員による 行政相談	13日(水)	13時30分～15時30分	松茂町総合会館 2階 会議室2	行政（国・県・町など）の事業に対する要望や苦情	総務課 TEL 699-8710
人権擁護委員による 人権相談	22日(金)	13時30分～16時		暮らしの中で起きるいじめや体罰など人権に関する相談	福祉課 TEL 699-8713
弁護士による 無料法律相談	14日(木) ★要予約	13時～16時	老人福祉センター 松鶴苑 2階	相続関係などお気軽にご相談ください。秘密は厳守！ 予約は4月1日から受付可	社会福祉協議会 TEL 699-5352
消費生活相談	月～金（祝日除く）	9時～15時	松茂町役場 1階（産業環境課横）	契約や商品、悪質商法に関するトラブルの相談	松茂・北島 消費生活センター TEL 699-4300

およろこび

お誕生おめでとう

こどもの名前	親の名前
尾野 悠惺（ゆうせい）	孝志・美香
平 絃蓮（いとは）	隆範・理恵
数延 竜太ステファノ（りゅうた）	順仁・エレナ
小川 瑠輝斗（るきと）	諒也・恋
前川 陽大（はると）	卓也・久美子
鈴江 莉愛（りあ）	拓海・歩夢
髙田 大晴（たいせい）	天童・真梨子

ご結婚おめでとう

夫	妻
（松茂町） 小森 惇平	森田 稚菜 （松茂町）

今月の表紙：ひと足先に見頃を迎えた蜂須賀桜。澄んだ青空に浮かぶ鮮やかなピンク色が、春の訪れを感じさせてくれます。中喜来の桜並木では、満開の桜に子どもたちも心躍る様子でした！皆さんも、お散歩しながらお花見を楽しんでみてください。

成年後見制度無料相談会

成年後見や相続手続・遺言書などに関する相談に専門家である行政書士が、ご相談に応じます。お気軽に、ご相談ください。

●日時　4月21日(木)　13:00～15:00
●場所　老人福祉センター　松鶴苑

［お問い合わせ］成年後見サポートセンター
TEL 679-4440

募集

松茂町シルバー人材センター会員募集

シルバー人材センターでは、現在、令和4年度の会員を募集しています。

少し時間の余裕があって、「シルバー人材センターで働いてみようかな」とお考えの方、ご連絡をお待ちしています。

●**対象**　60歳以上の町内在住の方
▼**問合せ**　シルバー人材センター　TEL 699・7190

松茂町花づくり会　会員募集

花づくり会では、町内を花でいっぱいにする活動に参加してくださる方を募集しています。興味のある方は、ぜひご参加ください。

●**日時**　毎月第1・第3水曜日　午前9時30分～11時30分
●**年会費**　1,000円
▼**問合せ**　社会教育課　TEL 699・8719

4月6日～15日は「春の全国交通安全運動」期間です

4月6日(水)から15日(金)までは、「春の全国交通安全運動」期間です。皆さんで交通ルールを守り、交通事故のない安全な松茂町をつくりましょう！

子どもをはじめとする歩行者の安全確保

歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

［お問い合わせ］総務課 TEL 699・8710

令和3年度 松茂町戦没者追悼式を挙行しました

2月20日(日)、先の大戦で犠牲となられた方々に対し、追悼の意を表し恒久平和への誓いを新たにするため「令和3年度松茂町戦没者追悼式」を挙行しました。

今年度も、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参列者を限定し、規模を縮小しての開催となりました。

当日は、参列者の献花のほか、松茂町長及び遺族会会長から追悼のことばが述べられ、戦没者や戦争受難者の方々のご冥福を祈るとともに、平和への祈りが捧げられました。

［お問い合わせ］長寿社会課 TEL 699・2190

Matwitter

松茂係長による町の魅力発信コラム

松茂係長

みんなは、マツシゲートにある茶色のラインが素敵な車を見たことあるしげ😉？誰でもレンタルできる“ルーメット”っていう車で「小さな部屋」という意味❣車内はとってもオシャレで落ち着いた雰囲気なんだ～☆しかも、エアコン完備で完全快適プライベート空間が過ごせるしげ🧸
ホットサンドメーカーやホットプレートもあるから簡単な調理も出来ちゃう🔪女子会やお誕生日会におすすめ😄♡ワークショップ、リモートワークにも活用できちゃうしげよ～✨

利用時間 9：00～20：30
利用料金 1,000円／時間
（延長料金500円／15分間）

庁舎正面玄関に「広告付案内板」を設置します

来庁される皆さまの利便性向上を目的として、庁舎1階正面玄関に、松茂町全域図や公共施設などを掲示した案内板を設置します。

案内板の一部には広告スペースを設け、町内の事業者の皆さまからの広告を募集します。詳しくは下記へお問い合わせください。

〔広告掲載に関するお問い合わせ〕
表示灯株式会社　四国支店
TEL 087・821・5811
香川県高松市番町1・6・6甲南アセット番町ビル3F

● **設置予定　6月頃**

※広告掲載の募集については、表示灯株式会社が町内の事業所を訪問して、広告の募集などを行う場合があります。
※設置および電気料金など運営にかかる費用について町の支出はありません。

［お問い合わせ］総務課 TEL 699-8710

広報まつしげ
令和4年4月1日発行 第388号 発行／松茂町 編集／総務課
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 Tel.088-699-8710 Fax.088-699-6010